

民間委託に関する指針

平成19年7月・米沢市

1 基本的な考え方

厳しい財政状況や目まぐるしい社会経済情勢の変化の中で、早急な財政の立て直しと時代に即応した行政組織や行政サービスのあり方を構築するため、本市では平成18年3月に新たな「米沢市行財政改革大綱」を策定し、行財政改革を一層推進していくこととした。この大綱においては、基本方針の一つの柱として「簡素で効率的な行政運営」を掲げ、官から民への流れが進む中、民間にできる業務を積極的に外部委託することとしている。

民間企業等においては、サービス分野の多様化・高度化、技術水準の向上などにより、これまで行政が担ってきた分野にも活動の範囲が広がってきている。その民間企業等の有する多様な専門性や機動性・ノウハウを活かすことで、行政が直接行うよりも市民の利便性の向上や効率化が期待できる分野については、積極的に民間委託を推進していくものとする。

2 民間委託の定義

民間委託とは、市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保しつつ、その事務・事業を民間企業やNPO法人などの住民団体・個人などに委託することをいう。

3 民間委託を検討する事務・事業の選定

民間委託を検討する事務・事業について、次に掲げる類型ごとに検討し、選定を行うものとする。

(1) 定型的な業務

データ入力、集計・管理業務などの定型的な業務は、委託により行政運営の効率化や経費節減などが期待できることから、従来より民間委託に取り組んでいるが、再度点検の上、さらに委託できる業務がないか検討する。

(2) 専門的な業務

電算システム開発・管理や測量・設計などは、専門的な知識・技術を要することから民間の能力を活用した方が効率的な業務である。従来より民間委託に取り組んでいるが、さらに委託できる業務がないか検討する。

(3) 臨時的な業務

業務の形態上、一定の期間に集中する業務については、職員の弾力的配置等で対応するほか、積極的に民間委託を検討する。

(4) イベント等の業務

各種イベントやシンポジウム、講演会等の企画・運営については、民間の企画・構想力やノウハウを活用することでより効果的な運営が期待できることから、民間活力を導入できる部分がないかを検討する。

(5) 施設の管理運営業務

公の施設等の管理運営業務や市庁舎等の維持管理業務については、これまでも指定管理者制度の活用や個々の業務の民間委託に取り組んできたが、改めて点検の上、さらに委託等ができる業務がないか検討する。

(6) 代替可能な業務

同種の業務を行っている民間等の事業主体が多いものなど、民間委託によって効率的・効果的な執行が期待できる業務について検討する。

4 民間委託の判断

民間委託の効果を明確にした上で、次に掲げる視点から総合的に検討を行い、委託の適否の判断を行うものとする。

判断のための視点（民間委託の効果等）

- ① 市民サービスの向上（又は維持）
- ② 人件費等の経費の削減
- ③ 事務処理等の効率性の向上
- ④ 外部の専門的な知識・技術の活用
- ⑤ 市民との協働等による自治の振興
- ⑥ 民間企業等の活性化による雇用・就労の創出

(1) 市として実施すべき事務・事業の明確化

行政（市）が直接実施すべき事務・事業は、次のとおりとする。

- ① 公権力の行使に該当するものなど、法令等により市が直接実施することとされているもの
- ② 政策、施策の企画立案・調整・決定など、市自らが実施する必要があるもの
- ③ 公正性や公平性の確保、個人情報保護等のため、行政でなければ事業の実施が困難なもの。ただし、契約等において守秘義務等を明記することにより、公正性や公平性が確保できる場合は除く。
- ④ 行政組織の内部管理（人事・予算執行など）に関するもの

(2) サービスの質の確保

あらかじめ市の確保すべきサービス水準を明確にし、民間委託によって市民サービスの低下がないかを検討する。また、将来にわたる市民サービス水準の確保について、委託の内容や方法等の検討・比較を行う。

(3) コストの比較

直営で実施する場合と民間委託する場合とのコストの比較を行う。また、費用対効果に留意しながら、委託によって事務・業務の効率性が向上するかを検証する。この場合には、単に現行と委託した場合の比較だけではなく、嘱託職員の活用など、幅広い視点により検討を行う必要がある。

直営で実施した場合の経費

事業費＋人件費相当額（年間人件費×当該業務従事割合）

民間委託で実施した場合の経費

委託費＋市の直接経費 {事業費年間＋人件費相当額（人件費×当該業務従事割合）}

（参考）職員一人当たりの人件費の算出

①給与②共済組合事業主負担金等の福利厚生費③退職手当相当額を合算

(4) 適正な事業執行の確保

市民サービスの公平性の確保、個人情報等の保護、緊急時の対応など、市としての適正な事業執行の確保について検討する。

4 民間委託に当たっての留意事項

(1) 目的の明確化

民間委託を行うに当たっては、主としてコスト削減を目的とするのか、民間等の知識、ノウハウ等を活用することによる市民サービスの向上を目的とするのか、及び自助・共助の推進なのかなど、委託の狙う目的を明確にするものとする。

(2) 民間企業等の状況把握

民間委託に係る事務・事業の受け皿となる者の把握や発掘に努め、民間企業や市民団体等の受託者の多様化を進めるものとする。

(3) 民間委託に係る事務・事業の単位

個々の業務の一部委託、関連する業務の一連のまとまりとして行う委託、業務全体の委託など、当該業務を遂行するのに最も効率的・効果的な民間委託の発注単位について検討を行うものとする。

(4) 適切な管理

次に掲げる措置を講ずるなど、行政サービスの低下を招くことがないように、受託者の業務執行について適切な管理を行うものとする。

- ① 市の行政責任を確保する必要があることから、契約書、仕様書等により、市と受託者の責任の範囲を明確にすること。
- ② 個人情報等の保護を必要とする事務・事業や機密性の高いものについては、契約書、仕様書等により、市と受託先の責任範囲を明確にするとともに、機密性保持のための担保の措置や受託者において従業員教育の徹底などの措置をとること。
- ③ その他サービスの水準の確保、公正性・公平性の確保、市民ニーズへの的確な対応等の観点から、契約書、仕様書等により、業務執行上の調整手続きや緊急時の対応策、リスク管理など、必要に応じ適切な措置をとること。

(5) 民間委託の効果の検証と見直し

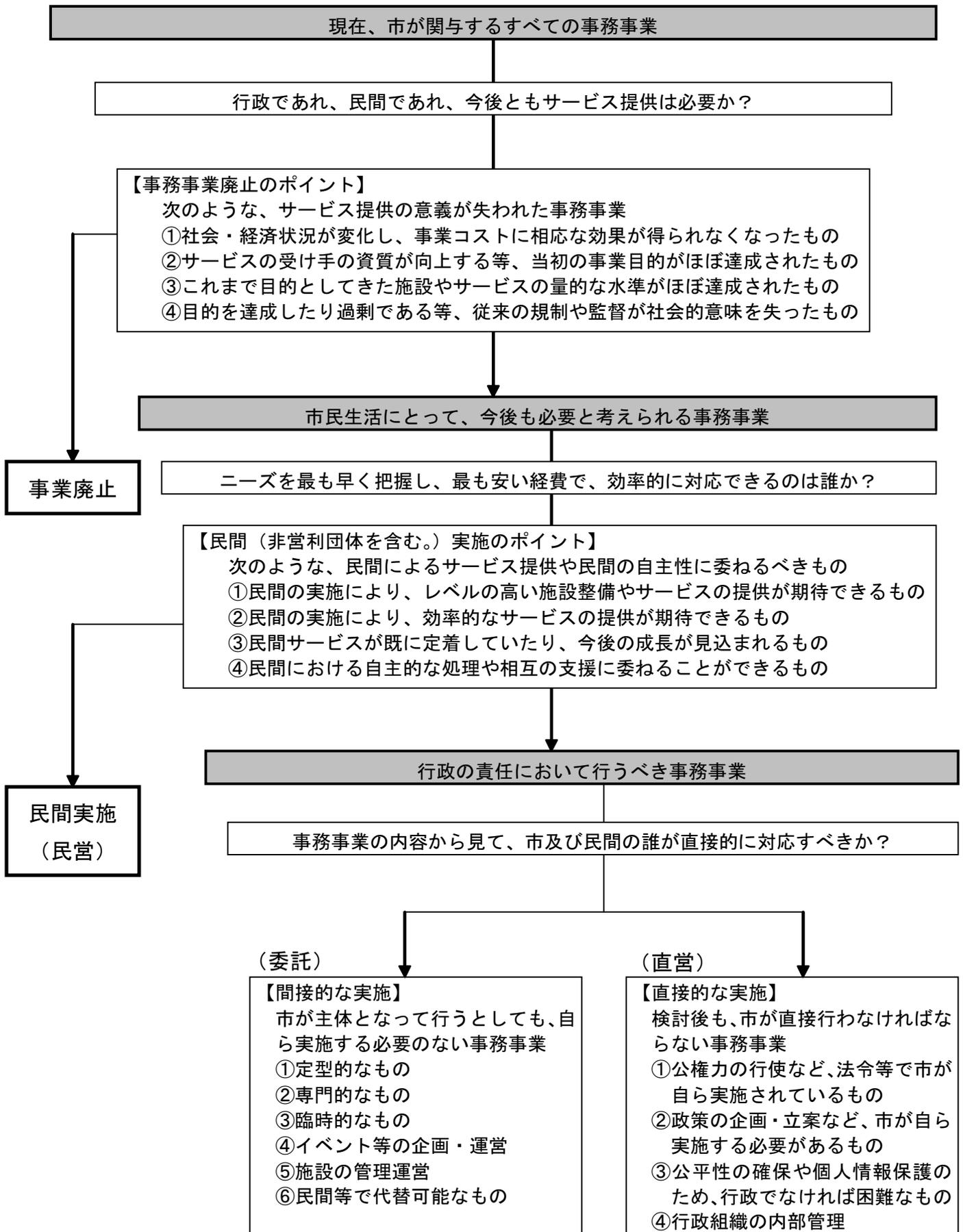
① 民間委託の効果の検証

民間委託を行った業務については、サービスの質やコストの妥当性など、委託の効果について定期的に検証するものとし、必要に応じ第三者等による検証委員会を設置するものとする。

② 民間委託の見直し

民間委託の効果の検証に基づいて、必要に応じて、有効性や執行方法、委託内容や委託料の積算等について見直しを行うものとする。

事務事業の見直し基準



5 取組の推進方法

(1) 集中改革プランにおける取組の推進

現在進めている集中改革プランにおいて、民間委託等の検討・推進として掲げている取組みは次のとおりであるが、計画内容に基づき積極的に進めるものとする。

- ① 公の施設の管理（指定管理者制度）
- ② 浄水管理センターの管理
- ③ 市民課窓口業務
- ④ 東部ひかり保育園
- ⑤ 図書館の管理
- ⑥ 技能職員に係る業務（自動車運転技術員・調理師・技術員・学校技術員）
- ⑦ 水道料金等の徴収業務
- ⑧ 館山浄水場の管理

(2) その他の業務の取組の推進

各事務事業について、次のような手順で進めるものとする。

